令和元年5月20日

○条例

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月20日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例(平成12年小田原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「2万7, 320円」を「2万2, 770円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年 度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万 6,730円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年 度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4万 4,020円とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第5条第2項から第4項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。